



# 山形県公報

令和元年7月30日(火)  
第25号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭課) ……337
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……338
- 同……………(同) ……同
- 山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(森林ノミクス推進課) ……339
- 最上川ふるさと総合公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日…(村山総合支庁西村山建設総務課) ……341
- 最上川ふるさと総合公園の利用料金……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……343
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による  
通行方法……………(道路保全課) ……同
- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による  
通行方法……………(同) ……345
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課) ……346

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………347

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……350

## 告 示

### 山形県告示第195号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1424号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ただし書中「もの及び」を「もの、」に、「ものを」を「もの及び扶養親族がいる者のうち、所得割に係る判定日における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を45万円として、かつ、同イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えて市町村民税所得割額を計算した場合又は同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えて市町村民税所得割額を計算した場合に、そ

の額が23万5千円未満となるものを」に改め、同項第3号イただし書中「及び」を「、」に、「もの（」を「もの及び扶養親族がいる者のうち、所得税に係る判定日における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として、かつ、同イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えて所得税を計算した場合又は同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えて所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの（」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1項の規定は、令和元年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

#### 山形県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営熊高地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営熊高地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和元年8月1日から同月30日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鶴の子地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営鶴の子地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
新庄市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和元年8月1日から同月30日まで
- 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第198号

山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林施業支援事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第261号）の一部を次のように改正する。

第2条の表森林環境保全直接支援事業の項事業主体の欄中「及び森林法」を「、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）及び同法附則第4条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）」に、「同法第10条の11の4第1項（同法）を「旧森林法第10条の11の4第1項（旧森林法）」に改め、同表中

環境林整備事業	公的森林整備	森林組合等及び特定非営利活動法人等 市町村及び森林整備法人等	を
	被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画の認定を受けた者	
	保全松林緊急保護整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画の認定を受けた者	

特定森林再生事業	森林緊急造成	森林組合等、特定非営利活動法人等及び民間事業者 市町村及び森林整備法人等	に、
	被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者及び民間事業者	
	保全松林緊急保護整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び民間事業者	

公的森林整備	森林組合等及び特定非営利活動法人等
	市町村及び森林整備法人等
被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画の認定を受けた者
保全松林緊急保護整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画の認定を受けた者
公的森林整備	森林組合等及び特定非営利活動法人等
	市町村及び森林整備法人等
被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画の認定を受けた者
保全松林緊急保護整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画の認定を受けた者

を

森林緊急造成	森林組合等、特定非営利活動法人等及び民間事業者
	市町村及び森林整備法人等
被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者及び民間事業者
保全松林緊急保護整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び民間事業者
森林緊急造成	森林組合等、特定非営利活動法人等及び民間事業者
	市町村及び森林整備法人等
被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者及び民間事業者
保全松林緊急保護整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者及び民間事業者

に改める。

第4条第1号中「公的森林整備」を「森林緊急造成」に改め、同条中第6号を第8号とし、同条第5号中「森林法第11条第5号の規定による認定を受けた森林経営計画（以下本号において「森林経営計画」という。）」を「森林経営計画」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次の2号を加える。

- (3) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (4) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについては、同法第40条第1項及び第2項の規定により当

該実施権配分計画の取消しを受けた場合は、当該取消しを受けた実施権配分計画に基づき、当該取消しを受けた日から起算して過去5年以内に実施された当該森林環境保全直接支援事業につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県森林施業支援事業補助金交付規程の規定は、令和元年度分以後の補助金について適用する。

**山形県告示第199号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
展示研修施設	午前9時から午後9時まで	1 12月1日から翌年の3月31日までの月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
スケートパーク		2 12月29日から翌年の1月3日まで
		1 月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び8月13日から同月16日までの期間を除く。
		2 11月の最終日曜日の翌日から翌年4月の第1土曜日の前日まで

2 適用期間

令和元年8月1日から令和3年3月31日まで

**山形県告示第200号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	700円

条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル 1日につき	1,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称		区分		利用料金	
展示研修施設	企画展示室	入場料金を徴収しない場合		1時間当たり	120円
		入場料金を徴収する場合		1時間当たり	500円
	研修室			1時間当たり	690円
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1日当たり	19,000円
		上記以外の場合		1日当たり	38,000円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり	2,500円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり	3,750円
			3か月券による利用の場合	1人3か月当たり	7,500円
			シーズン券による利用の場合	1人当たり	10,000円
			ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	200円
			上記以外の場合	1人1日当たり	250円
	上記以外の場合	上記以外の場合	回数券による利用の場合	1人12回当たり	5,000円
			1か月券による利用の場合	1人1か月当たり	7,500円
			3か月券による利用の場合	1人3か月当たり	15,000円
			シーズン券による利用の場合	1人当たり	20,000円
			ナイター券による利用の場合	1人1日当たり	400円
			上記以外の場合	1人1日当たり	500円

備考

- この表において「入場料金を徴収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者か

らその入場の対価を徴収する場合をいう。

- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 回数券及びシーズン券の有効期間は、発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。
- 4 ナイター券の利用時間は、午後5時から午後9時までとする。
- 5 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

山形県告示第201号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
長井市平野及び西置賜郡小国町北部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和元年8月5日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ計測）

山形県告示第202号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道121号	米沢市窪田町窪田字東谷地215番1	米沢市窪田町小瀬字大明神581番2
一般国道287号	寒河江市中央工業団地1055番1	寒河江市大字八鍬字南714番16
同 上	西村山郡河北町谷地字真木142番1	東根市大字羽入字西野1019番1
一般国道458号	新庄市大字升形字前田表3623番1	新庄市大字升形字笹原1647番45
同 上	上山市四ツ谷一丁目1番1	上山市石曾根字山咲1343番1
主要地方道白石上山線	上山市金谷字飯ノ森2068番1	上山市高野字飯ノ森79番3
主要地方道山形白鷹線	山形市高堂二丁目707番1	山形市大字沼木字高野内598番5

主要地方道山形山寺線	山形市大野目四丁目83番 1	山形市穂積80番 1
主要地方道天童寒河江線	天童市荒谷字日川1232番 1	天童市清池字藤段1363番
主要地方道寒河江村山線	東根市大字松沢字砂田257番 1	東根市大字長瀬字南方354番 2
主要地方道庄内空港立川線	酒田市浜中字村東840番 1	東田川郡三川町大字猪子字和田庫158番 4
主要地方道山形上山線	上山市みはらしの丘21番	上山市四ツ谷一丁目 1 番 1
一般県道東根尾花沢線	村山市大字土生田字道出4681番11	村山市大字土生田字道出4591番 1
一般県道大野目内表線	山形市大野目三丁目14番	山形市大野目三丁目70番 1
一般県道山形空港線	東根市大字羽入字柏原新林3008番269	東根市大字羽入字柏原新林3008番481
一般県道大石田土生田線	村山市大字土生田字道出4631番 1	村山市大字土生田字道出4591番 2
一般県道東山七浦線	山形市上柳17番 1	山形市大字青柳字一本木248番 3
一般県道東根長島線	東根市大字東根元東根字宮崎裏5157番45	東根市大字長瀬字南方364番12
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市覚岸寺字菅谷地40番11	鶴岡市宝田一丁目 9 番 7
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目 1 番40	鶴岡市宝田二丁目 3 番38
一般県道吹浦酒田線	酒田市若竹町一丁目 1 番16	酒田市東両羽町 8 番 1

2 指定する期日 令和元年 7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



## 山形県告示第203号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度が同項各号に定めるものである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道112号	酒田市光ヶ丘四丁目13番	酒田市宮海字新林572番4
一般国道121号	米沢市窪田町窪田字東谷地215番1	米沢市窪田町小瀬字大明神581番2
一般国道287号	東置賜郡川西町西大塚2281番	長井市舟場3番23
同 上	寒河江市中央工業団地1055番1	寒河江市大字八鍬字南714番16
同 上	西村山郡河北町谷地字真木142番1	東根市大字蟹沢1823番5
一般国道347号	尾花沢市大字尾花沢字下川原5358番1	尾花沢市大字尾花沢字下川原5372番1
一般国道348号	山形市南館五丁目1番15	山形市鉄砲町三丁目3番17
一般国道458号	新庄市大字升形字前田表3623番1	新庄市大字升形字笹原1647番45
同 上	上山市四ツ谷一丁目1番1	上山市石曾根字山咲1343番1
主要地方道白石上山線	上山市金谷字飯ノ森2068番1	上山市高野字飯ノ森79番3
主要地方道山形白鷹線	山形市高堂二丁目707番1	山形市大字沼木字高野内598番5
主要地方道山形山寺線	山形市大野目四丁目83番1	山形市穂積80番1
主要地方道天童寒河江線	天童市荒谷字日川1232番1	天童市清池字藤段1363番
主要地方道寒河江村山線	東根市大字松沢字砂田257番1	東根市大字長瀬字南方354番2
主要地方道庄内空港立川線	酒田市浜中字村東840番1	東田川郡三川町大字猪子字和田庫158番4
主要地方道山形上山線	上山市みはらしの丘21番	上山市四ツ谷一丁目1番1
主要地方道酒田八幡線	酒田市宮海字新林662番19	酒田市藤塚字北割142番
一般県道東根尾花沢線	村山市大字土生田字道出4681番11	村山市大字土生田字道出4591番1

一般県道北山形停車場 大野目線	山形市浜崎86番 1	山形市浜崎 1 番 1
一般県道大野目内表線	山形市大野目三丁目14番	山形市大野目三丁目70番 1
一般県道山形空港線	東根市大字羽入字柏原新林3008番269	東根市大字羽入字柏原新林3008番481
一般県道大石田土生田 線	村山市大字土生田字道出4631番 1	村山市大字土生田字道出4591番 2
一般県道大森中野線	山形市大字十文字字大原892番 5	山形市大字漆山字伊達城4323番 1
一般県道東山七浦線	山形市上柳17番 1	山形市大字青柳字一本木248番 3
一般県道東根長島線	東根市大字東根元東根字宮崎裏5157番45	東根市大字長瀬字南方364番12
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市覚岸寺字菅谷地40番11	鶴岡市宝田一丁目 9 番 7
一般県道鶴岡広野線	東田川郡三川町押切新田茨谷地17番 1	酒田市広野大字福岡476番 4
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目 1 番40	鶴岡市茅原字草見鶴47番 1
一般県道吹浦酒田線	酒田市若竹町一丁目 1 番16	酒田市東両羽町 8 番 1

2 指定する期日 令和元年 7月31日

3 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる区域に所在する交差点を左折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

道路	交差点	道路
一般県道東山七浦線	山形市上柳	山形市道浜田青柳線（山形市浜崎方向の車線に限る。）

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行すること。

**山形県告示第204号**

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和元年 7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 河川の名称

一級河川最上川水系押切川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和元年 7月19日

- 3 廃川敷地等の位置  
 上流 天童市大字山口字大石969番3地先から  
 下流 天童市大字山口字大石971番2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
 土地 132.93㎡

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月30日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 眞 一 郎

#### 山形県公安委員会規則第2号

##### 山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「東根市大字羽入字向野」を「東根市大字松沢字平内258番2」に、

一般国道47号	東田川郡庄内町跡字殿腰323番から酒田市東町二丁目1番2まで	を
---------	--------------------------------	---

一般国道47号	東田川郡庄内町跡字殿腰323番から酒田市東町二丁目1番2まで	に、
一般国道48号	東根市大字関山309番から天童市大字久野本1294番1まで	

一般国道113号	南陽市竹原字相之町老から東置賜郡高島町大字深沼字舟入1649番まで	を
----------	-----------------------------------	---

一般国道113号	南陽市竹原字相之町老から東置賜郡高島町大字深沼字舟入1649番まで	に、
一般国道121号	米沢市窪田町窪田字東谷地215番1から米沢市窪田町小瀬字大明神581番2まで	

一般国道287号	長井市今泉字山田1812番236から西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27まで	を
----------	--	---

一般国道287号	長井市今泉字山田1812番236から西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27まで	に、
一般国道287号	寒河江市中央工業団地1055番1から寒河江市大字八鍬字南714番16まで	

「東根市大字羽入字西野1019番1」を「西村山郡河北町谷地字真木142番1」に、

一般国道348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27から山形市鉄砲町三丁目171番1まで	を
----------	--	---

一般国道348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27から山形市鉄砲町三丁目171番1まで
一般国道458号	新庄市大字升形字前田表3623番1から新庄市大字升形字笹原1647番45まで
一般国道458号	上山市四ツ谷一丁目1番1から上山市石曾根字山咲1343番1まで
主要地方道白石上山線	上山市金谷字飯ノ森2068番1から上山市高野字飯ノ森79番3まで
主要地方道山形白鷹線	山形市高堂二丁目707番1から山形市大字沼木字高野内598番5まで

に、

主要地方道山形山寺線	山形市浜崎8番から山形市浜崎11番1まで
主要地方道天童大江線	天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番1まで
主要地方道酒田松山線	酒田市大野新田字村南395番1から酒田市飛鳥字大林801番まで
主要地方道酒田八幡線	酒田市宮海字新林694番から酒田市藤塚字南割56番3まで
一般県道北山形停車場大野目線	山形市浜崎86番4から山形市浜崎8番まで
一般県道大森中野線	山形市大字十文字字大原892番2から山形市大字漆山字住吉740番2まで
一般県道鶴岡広野線	鶴岡市文下字広野37番1から酒田市広野字福岡726番2まで
市道浜田青柳線	山形市浜崎86番1から山形市平久保13番まで

を

主要地方道山形山寺線	山形市浜崎8番から山形市浜崎11番1まで
主要地方道山形山寺線	山形市大野目四丁目83番1から山形市穂積80番1まで
主要地方道天童大江線	天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番1まで
主要地方道天童寒河江線	天童市荒谷字日川1232番1から天童市清池字藤段1363番まで
主要地方道寒河江村山線	東根市大字松沢字砂田257番1から東根市大字長瀬字南方354番2まで
主要地方道庄内空港立川線	酒田市浜中字村東840番1から東田川郡三川町大字猪子字和田庫158番4まで
主要地方道酒田松山線	酒田市大野新田字村南395番1から酒田市飛鳥字大林801番まで
主要地方道山形上山線	上山市みはらしの丘21番から上山市四ツ谷一丁目1番1まで
主要地方道酒田八幡線	酒田市宮海字新林694番から酒田市藤塚字南割56番3まで
一般県道東根尾花沢線	村山市大字土生田字道出4681番11から村山市大字土生田字道出4591番1まで
一般県道北山形停車場大野目線	山形市浜崎86番4から山形市浜崎8番まで
一般県道大野目内表線	山形市大野目三丁目14番から山形市大野目三丁目70番1まで
一般県道山形空港線	東根市大字羽入字柏原新林3008番269から東根市大字羽入字柏原新林3008番481まで
一般県道大石田土生田線	村山市大字土生田字道出4631番1から村山市大字土生田字道出4591番2まで
一般県道大森中野線	山形市大字十文字字大原892番2から山形市大字漆山字住吉740番2まで
一般県道東山七浦線	山形市上柳17番1から山形市大字青柳字一本木248番3まで
一般県道東根長島線	東根市大字東根元東根字宮崎裏5157番45から東根市大字長瀬字南方364番12まで
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市覚岸寺字菅谷地40番11から鶴岡市宝田一丁目9番7まで
一般県道鶴岡広野線	鶴岡市文下字広野37番1から酒田市広野字福岡726番2まで
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目1番40から鶴岡市宝田二丁目3番38まで
一般県道吹浦酒田線	酒田市若竹町一丁目1番16から酒田市東両羽町8番1まで
市道浜田青柳線	山形市浜崎86番1から山形市平久保13番まで
市道浜田青柳線	山形市平久保23番5から山形市大字上柳51番3まで

に、

市道陸運事務所1号線	山形市大字漆山字北上原1358番から山形市大字漆山字行段1422番6まで
------------	--------------------------------------

を

市道陸運事務所1号線	山形市大字漆山字北上原1358番から山形市大字漆山字行段1422番6まで
市道下条城北線	山形市下条二丁目6番34から山形市下条二丁目18番1まで
市道万世上郷線	米沢市万世町桑山1231番11から米沢市八幡原五丁目4862番15まで
市道東両羽町線	酒田市東両羽町6番17から酒田市東両羽町7番20まで
市道東両羽町大宮線	酒田市あきほ町516番から酒田市大宮町一丁目11番11まで
市道十五軒下通線	酒田市広野字十五軒74番から酒田市広野字榎橋32番1まで
市道福田工業団地線	新庄市大字福田字石橋175番から新庄市大字福田字福田山711番162まで
市道西寒河江駅谷沢線	寒河江市緑町227番1から寒河江市中央工業団地1005番1まで
市道石曾根川口線	上山市石曾根字山咲1343番から上山市川口字北裏150番1まで
市道荻袋岩袋線	尾花沢市大字荻袋530番4から尾花沢市大字荻袋1318番1まで

に改

める。

**附 則**

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年7月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営小出アパート1号	長井市台町3-1	3DK	55.7	2	一般用	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	3月分の家賃に相当する額	单身可
同	同	同	55.7	4	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成田アパート	同 成田3102-3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		单身可
同 小国アパート1号	西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9	同	58.0	1	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		
同	同	同	58.0	3	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		
同 2号	同 3-8	同	59.4	4	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同 白鷹アパート	同 白鷹町大字荒砥乙1482-1	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		
同 あらとアパート2号	同 725-1	同	77.9	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	25,300	29,200	33,400	37,600	43,000	49,600		单身可
同 飯豊アパート	同 飯豊町大字萩生3893-3	同	59.4	1	一般用	14,700	17,000	19,400	21,900	25,100	28,900		同
同	同	同	59.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,100	28,900		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年8月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和元年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。



(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和元年10月上旬

令和元年7月30日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年7月30日発行 発行人 山形県